

日本労働年鑑 第59集 1989年版

The Labour Year Book of Japan 1989

第五部 労働・社会政策

IV 労働判例・労働委員会命令

概況

☆ 今期(八八年一月一日～一二月三一日)の労働関係最高裁判例は、二六件であり、すべて小法廷判決である。前年に比較して件数は少ないが、職場における思想・信条の自由について判断した東京電力塩山営業所事件、起訴休職について判断した福岡中央郵便局事件、就業規則の不利益変更の合理性判断に新たな見解を加えた大曲市農協事件などが、とくに注目される。

☆ 下級審でも重要な判例が多く出されているが、前年にひきつづき、国鉄・JR関係の判例がまとまって出されているのが特徴である。このなかで、議員兼職禁止をめぐっては六件の判決が出されているが、いずれも兼職禁止を有効とし、失職扱いを認めている。また、労使慣行にたいしても、組合側にきびしい判断を示している。

☆ 労働協約をめぐって、その規範的効力について判断した神姫バス事件、および一般的拘束力について判断した第四銀行事件判決は、法理論上重要な問題を提起している。

☆ このほか組合のビラ配布・貼付についていくつかの判決が出されているが、いずれも使用者の施設管理権を優先させ、組合側にきびしい判断を示している。

☆ 労働委員会命令では、地労委でJR・国労関係の命令が七件出され、いずれも国労組合員を救済している。

☆ 中労委命令は一六件出されているが、エッソ石油事件、日本シェーリング事件、ニプロ医工事件、新大阪新聞事件などが注目される。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)